

市の事務執行に対し猛省を促す決議

市では、平成28年熊本地震により被災した永山城跡石垣の災害復旧工事において、平成28年度から平成30年度にかけて約5,767万円の予算で修復工事に取り組んでいた。しかし、平成29年10月に修理委員会委員からの工事対象範囲の拡大が必要との指導を受けたにもかかわらず、追加の予算措置をしないまま工事を実施した結果、約520万円の予算不足を生じさせた。

本来、平成29年10月に修理委員会委員から工事対象範囲拡大の指導を受けた時点で業者から見積りを取り、設計変更や業者との協議書の締結、補正予算案を組むなど必要な事務処理をすべきであった。また、平成30年3月に工事費が確定し予算不足が判明した後においても、市長への報告が5月になるなど2か月もの日数を要していることは、適切な報告・連絡・相談が徹底されているとは到底言えない。

また、今定例会に、当該修復工事の補正予算を議案上程しているが、議会が議案を否決した場合は行政サービスの停滞や、行政不信を招く恐れがあるため、議会としては苦渋の決断として追認せざるを得ない状況である。このことは結果として、議会の議決権を妨げることとなり、安易な工事实施後の予算計上は明らかな議会軽視と言わざるを得ない。さらに、今回、市営上・中津江バスの回数券の販売ミスも発生するなど、現市長就任後の不祥事が19件発生していることは、不祥事再発防止委員会の取組の成果が出ておらず、市政執行の最高責任者である市長の責任は大きいと言わざるを得ない。

今後、事業の実施に当たっては予算の執行状況を十分把握し、計画的な予算管理を強く求めるとともに、併せて、市民の信頼を回復するため、市長を始め職員一丸となって、不祥事再発防止の徹底を求めるものである。

以上、決議する。

平成30年6月27日

日 田 市 議 会